

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課) 1

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第49号)

1 趣旨

地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うとともに、道税の賦課徴収事務についての効率的な運営を図るため様式の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) ゴルフ場利用税の非課税措置が創設されることに伴い、当該措置を受けようとする者が提出する書面の様式を定めることとした (第50条及び別記第57号様式の2の3関係)。
- (2) 法人事業税の事業開始及び事務所等所在地等の変更の届出書の様式を改めることとした (別記第49号様式の5関係)。
- (3) 自動車取得税の修正申告書の様式を改めることとした (別記第61号様式の2関係)。
- (4) その他、規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第49号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号) の一部を次のように改正する。

第49条の7第1項第17号ア中「第10条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項第5号中「附則第11条第14項」を「附則第11条第12項」に改める。

第50条を次のように改める。

(ゴルフ場利用税の非課税に係る書面)

第50条 条例第45条の3第1項に規定する書面は、別記第57号様式の2の3によるものとする。

第51条の2の2の見出しを「(条例第46条の2第2号及び第3号の規則で定める選手)」に改め、同条第1項中「第46条の2第4号」を「第46条の2第2号及び第3号」に、「国民体育大会等に出場する者」を「選手」に改め、同条第2項を削る。

第51条の3の見出し及び同条中「第46条の2第5号」を「第46条の2第4号」に改める。附則第7項中「附則第7条の2の5第1項」を「附則第7条の3第1項」に、「住宅」を「不動産」に改める。

附則第8項を削る。

附則第9項中「条例附則第7条の3第1項並びに」を削り、「、第7項及び第9項」を「及び第5項」に改め、「第7条の3第4項並びに」を削り、「、第6項及び第8項」を「及び第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「第7条の3第3項並びに」を削り、「、第5項及び第7項」を「及び第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項を削る。

附則第12項中「第7条の3第4項並びに」を削り、「、第6項及び第8項」を「及び第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項及び第14項を削り、附則第15項を附則第11項とする。

附則第16項中「附則第11条の3第3項並びに第11条の4第2項、第4項、第8項及び第10項」を「附則第11条の4第2項、第4項及び第6項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第17項を附則第13項とし、附則第18項から附則第32項までを4項ずつ繰り上げる。

附則第33項中「平成12年4月1日から平成14年12月31日まで」を「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第34項中「平成12年4月1日から平成14年12月31日まで」を「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第35項を附則第31項とする。

附則第36項中「附則第9条の2の2第6項」を「附則第9条の2の2第7項」に改め、同項第1号中「附則第9条の2の2第5項」を「附則第9条の2の2第6項」に改め、同項を附則第32項とする。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

附則第37項中「附則第9条の2の2第6項」を「附則第9条の2の2第7項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則別記第1号様式中「附則別記第1号様式（附則第18項関係）」を「附則別記第1号様式（附則第14項関係）」に改める。

附則別記第1号様式の2中「附則別記第1号様式の2（附則第19項関係）」を「附則別記第1号様式の2（附則第15項関係）」に改める。

附則別記第2号様式中「附則別記第2号様式（附則第20項関係）」を「附則別記第2号様式（附則第16項関係）」に改める。

附則別記第3号様式中「附則別記第3号様式（附則第22項関係）」を「附則別記第3号様式（附則第18項関係）」に改める。

附則別記第4号様式中「附則別記第4号様式（附則第23項関係）」を「附則別記第4号様式（附則第19項関係）」に改める。

附則別記第5号様式中「附則別記第5号様式（附則第27項関係）」を「附則別記第5号様式（附則第23項関係）」に改める。

別記第48号様式の2の2末尾欄外注意1(2)中イの事項を削り、ウの事項をイの事項とする。

別記第49号様式の5その1及びその2を次のように改める。

その1

受 付 印		法人 設立 届 出 書		※ 整理 (法人) 番号	
年 月 日 税 務 署 長 支 庁 長 様 (道税事務所長) 市 町 村 長 新たに法人を 設立 設置 したので届け出 ます。		(ふりがな) 法人名	-----		
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ビル名等 電話 () -		
		納税地	〒 電話 () -		
		(ふりがな) 代表者氏名	----- ⑤		
代表者住所		〒	電話 () -		
		〒 ビル名等	電話 () -		
送付先・連絡先		〒	電話 () -		
設 立 年 月 日	年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日		
資 本 等 の 金 額	資本金又は 出資金の額	円	申告期限の延長の 処分(承認)の有無	事業税 有 年 月 日 の事業年度から 月 間 無 年 月 日 の事業年度から 月 間	住民税 有 年 月 日 の事業年度から 月 間 無 年 月 日 の事業年度から 月 間
	資本積立金額	円			
	合 計 額	円		消費税の新設法人に該当する こととなった事業年度開始の日	
事 業 の 目 的	(定款等に記載しているもの) (項に書いてあるもの又は書く予定のもの)	支 店	名 称		所 在 地
		・ 出 張 所			電話 () -
		・ 工 場 等			電話 () -
				電話 () -	
設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人 4 現物出資により設立した法人 2 合併により設立した法人 5 その他 () 3 新設分割により設立した法人 (□分割型・□分社型・□その他)			
設立形態が1～4で ある場合の設立前の 個人企業、合併により 消滅した法人、分割出 資又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、 分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		納 税 地	事 業 内 容 等	
合併等期日		年 月 日	適格区分	適格・その他	
事業開始 (見込) 年 月 日		分割法 人 区 分	届出内容に該当する□にチ ェックをしてください。		添 付 書 類 1 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 2 定款等の写し 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他 ()
年 月 日			□ 分割法人 (本店)		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無			□ 分割法人 (支店)		
有・無		□ 非分割法人			
連 結 納 税	設立、設置した法人が 連結親法人である場合	最初連結 (適用 開始) 事業年度	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		所 轄 税 務 署 連 結 子 法 人 適 用 開 始 事 業 年 度 連 結 親 法 人 連 結 子 法 人 年 月 日 年 月 日
	設立、設置した法人が連 結子法人である場合	連 結 親 法 人 名			
		連 結 親 法 人 の 納 税 地 (所 在 地)	〒	電話 () -	
		「完全支配関係を有することとなった旨を記載した 書類」提出年月日		年 月 日	
備 考					
税理士署名押印		⑥	事務所所在地	〒	電話 () -

その2

付

受

印

異動届出書

※ 整理(法人)番号

年 月 日

税務署長
支庁長
(道税事務所長)
市町村長

次の事項について異動したので
届け出ます。

(ふりがな) 法人名			
本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ビル名等		
納税地	〒		
(ふりがな) 代表者氏名	〒		
代表者住所	〒		
送付先・連絡先	〒 ビル名等		

異動事項等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
			(: :)
			(: :)
			(: :)
			(: :)
			(: :)

所轄税務署	税 務 署	税 務 署
-------	-------	-------

(注) 本店
所在地の変更
の場合

「異動前」の本店等は、事務所・事業所として(存続・廃止)する。

分割法人 区 分	届出内容に該当する□にチェックをしてください。	添付 書類	1 登記簿謄本又は抄本(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書) 2 定款等の写し 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他()
	☐ 分割法人(本店) ☐ 分割法人(支店) ☐ 非分割法人		

備考

税理士署名押印

〒

事務所所在地

電話() -

別記第57号様式の2の3 (第50条関係)

(表)

ゴルフ場利用税非課税該当届出書

年 月 日

北海道 支庁長 様

ゴルフ場利用税特別徴収義務者

フリガナ

住所 〒 (TEL -)

フリガナ

氏 名

(生年月日 年 月 日・年齢 歳)

次のとおり、ゴルフ場利用税の非課税対象に該当しますので届け出ます。

利用する ゴルフ場	(所在地)
	(名 称)

ゴルフ場の 利用年月日	年 月 日
----------------	-------

非 課 税 の 対 象	(地方税法第75条の2) ☐ 年齢18歳未満 ☐ 年齢70歳以上 ☐ 精神障害者、知的障害者、身体障害者等
	(地方税法第75条の3) ☐ 国民体育大会に参加 ☐ 学校の教育活動

ゴルフ場利用税特別徴収義務者の確認欄

証明書類の名称	発 行 者	証 明 書 類 の 番 号	確 認 者 印

注意
1 年齢は、ゴルフ場の利用日における年齢を記載してください。

- 2 「非課税の対象」欄は、該当する事項の□にレ印を付けてください。
3 印欄は、記載しないでください。
4 裏面に掲げる証明書類又は証明書のうち区分1～3の証明書類にあってはゴルフ場に提示、区分4及び5の証明書にあってはゴルフ場に提出してください。
(裏)

非 課 税 の 区 分	証 明 書 類 又 は 証 明 書
1 年齢18歳未満 (地方税法第75条の2第1号)	年齢が18歳未満であることが確認できる書類 (例) 学生証、運転免許証、旅券等
2 年齢70歳以上 (地方税法第75条の2第2号)	年齢が70歳以上であることが確認できる書類 (例) 運転免許証、旅券等
3 精神障害者、知的障害者、身体障害者等 (地方税法第75条の2第3号)	障害を有していることが確認できる書類 (例) 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等
4 国民体育大会に参加 (地方税法第75条の3第1号)	国民体育大会(予選会を含む。)のゴルフ競技に参加する選手本人であることが確認できる書類(知事又は北海道教育委員会の発行する証明書) 提出の際、上記の証明書に記載された選手本人であることが確認できる書類を提示してください。
5 学校の教育活動 (地方税法第75条の3第2号)	学校の教育活動としてゴルフ場を利用することを証明する書類(学校の学長又は校長が発行する証明書) 提出の際、上記の証明書に記載された利用者本人であることが確認できる学生証等を提示してください。

別記第57号様式の4中

税率2分の1の適用人員の内訳

身体障害者	人	学生、生徒及び教員
65歳以上の者	人	国民体育大会等の出場選手
早朝の利用者	人	

人
人

を

税率2分の1の適用人員の内訳

65歳以上70歳未満の者

国民体育大会等の練習日における参加選手

(財)日本ゴルフ協会等が主催する競技会等の参加選手

早朝の利用者

人
人
人
人

に改める。

別記第61号様式の2を次のように改める。

別記第61号様式の2（第16条の4の2、第71条の2関係）

※	整理番号
年度	番号

区分	1 修正
	2 更正請求

当初申告（決定）						
平成		年		月		日

取得原因	
1. 売買	2. 相続
3. 贈与	
4. 所有権留保解除	
5. その他（ ）	

自動車取得税修正申告書（更正請求書）

北海道 支庁長 様

次のとおり修正申告（更正の請求）をします。 年 月 日

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	旧登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録（取得）年月日	初度登録年（初度検査年）			
										昭 平	年 月 日			
納税義務者	住所（所在地）	〒 ー				用途	1. 乗用車 2. トラック（貨物） 3. トラック（貨客兼用車） 4. トラック（けん引車） 5. トラック（被けん引車） 6. バス（一般乗合用） 7. バス（その他（ ）） 8. 三輪小型 9. 特種用途自動車（ ） 10. その他（ ）							
	氏名（名称）	ビル、アパート、マンション及び棟室番号				種別	1. 普通 2. 小型		営業・自区分		車名（通称名）		型式	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				1. 普通 2. 小型		1. 営業用						
	電話番号	()				3. 三輪 4. 軽		2. 自家用						
	住所（所在地）					乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量	車台番号	類別区分番号
	氏名（名称）					人（人）		kg（kg）		kg		kg		
	氏名（名称）					現実の取得価		円		総排気量又は定格出力 kw		燃料の種類		
	氏名（名称）					取得付加物		円		主たる定置場		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他（ ）		
	氏名（名称）					取得付加物の内訳		円		所有の形態		1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他（ ）		
	氏名（名称）					低車燃費例		円		修当該申告書に更正を請求する者以外に		住所（所在地）		
氏名（名称）					適用燃費		km/l		変速装置		構造			
氏名（名称）					1. 受 2. 否		AT・MT		A・B		氏名（名称）			
氏名（名称）					低車公特書例		1. 電気・天然ガス・メタノール 2. ハイブリッド自動車（バス・トラック） 3. ハイブリッド自動車（その他） 4. 排出ガス規制適合車（ ） 5. その他（ ）				電話番号		()	
住所（所在地）					税額計算	区分	課税標準額		税率		税額		中古車の状況	
氏名（名称）						正当（更正後）	円		/100		円		基準価額	円
住所（所在地）						当初（更正前）	円		/100		円		営業経歴	
氏名（名称）						差引き（減額対象額）	円		/100		円		経過年数	
氏名（名称）							円		/100		円		残価率	%

修正又は更正の請求の理由	
更正の請求をするに至った事情	

※摘要
※照合印

消（受付）印

取捨

証紙表示欄

※印は記載しないでください。

附 則

- 1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、別記第57号様式の2の2の改正規定は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第 9号。以下「改正法」という。）附則第 6条第 2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第 1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条の 4第 7項に規定する営業の譲渡が平成15年 4月 1日から平成16年 3月31日までの間に行われたときにおけるこの規則による改正前の北海道税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）附則第 9項に規定する減額の決定等及び改正前の規則附則第16項に規定する通知については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。